

助成金交付申請手続きの流れ



※助成を受けるには、建築物を除却する前に交付申請をし、区の審査・交付決定が必要です。
 ※各助成金交付申請は、予算の範囲内で受け付けます。
 ※お早目の事前相談、余裕を持った申請をお願いします。

詳細は地域整備課へお問い合わせください

文京区 都市計画部 地域整備課
 耐震・不燃化担当(シビックセンター18階 北側)

電話 03-5803-1844(直通)



区ホームページ

不燃化建替え促進助成

不燃化建替えを行う場合、除却費、建築設計費及び工事監理費の一部を助成

助成を受けられる方は？

老朽建築物を除却し、建替える方で、建替え後の建築物を所有する個人又は中小事業者(中小企業基本法第2条第1項)です。
 ただし、住民税を滞納している方及び宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3号)は除きます。

助成の対象要件は？

- | 建替え前の建築物 | 建替え後の建築物 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 耐用年数(22年)の2/3を経過している木造建築物 ● 耐火又は準耐火建築物でないもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 耐火又は準耐火建築物 ● 原則、敷地面積が60㎡以上 ● 用途は住宅等の居住の用に供するもの |
- 交付決定通知日の翌日から90日以内に除却工事に着手のこと
 - 老朽建築物除却後、1年以内に建築工事が完了すること
 - 細街路拡幅整備が行われること
(拡幅奨励制度あり。裏面参照)
 - 建替え後の建築物の助成対象床面積は300㎡を上限
(戸建て住宅は地上1階から3階まで)
 - 工事期間中、区の普及啓発に協力すること



助成額はいくら？

<除却費助成金>
 次のうち、いずれか低い額

- 実際に除却に要した費用
- 除却建築物の延べ床面積(㎡) × 25,000円/㎡

+

<建築設計費助成金>
 戸建て住宅・・・区が定める額
 共同住宅・長屋・・・イ・ロのいずれか低い額 × 助成対象床面積率(住宅部分の割合) × 2/3

イ)建築設計及び工事監理に要した費用 ロ)区が定める額

さらに 高齢者世帯の建替え加算助成

不燃化建替え促進助成を利用し、高齢者世帯と子・孫世帯が同居する場合の加算助成

助成を受けられる方は？

- 不燃化建替え促進助成を利用する方で、次の各要件に該当する方。
- 不燃化建替え促進助成対象者及び同居する方がそれぞれ世帯主
 - 不燃化建替え促進助成対象者及び同居する方が3親等内の親族
 - 不燃化建替え促進助成対象者又は同居する方が65歳以上の高齢者
 - 建替え後の高齢者世帯の居住面積が20㎡以上

加算額はいくら？

- 一律100万円



老朽建築物除却助成

建替えなくとも、老朽建築物を除却する場合、除却費の一部を助成

助成を受けられる方は？

所有している老朽建築物を除却する個人又は中小企業事業者(中小企業基本法第2条第1項)です。
 ただし、住民税を滞納している方は除きます。

助成の対象要件は？

- 耐用年数(22年)の2/3を経過している木造建築物
- 耐火又は準耐火建築物でないもの
- 交付決定通知日の翌日から90日以内に除却工事に着手のこと
- 工事期間中、区の普及啓発に協力すること

助成額はいくら？

<除却費助成金>
 次のうち、いずれか低い額

- 実際に除却に要した費用
- 除却建築物の延べ床面積(㎡) × 25,000円/㎡

